

「日本のひなた宮崎県」首都圏プロモーション業務委託仕様書

1 目的

東京オリパラ開催を5か月後に控えた首都圏において、訪日外国人をはじめとする観光客の増加が見込まれることから、食やスポーツ、観光といった本県の様々な魅力を、本県の統一的なキャッチフレーズ「日本のひなた宮崎県」のもと、首都圏における情報発信拠点である「新宿みやざき館KONNE」（以下、「新宿コンネ」という。）を核として、新宿コンネが立地する「新宿サザンテラス」を活用して効果的に発信することにより、一層の本県への誘客促進や県産品需要喚起・消費拡大を図る。

2 業務の履行期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

3 業務の作業体制

(1) 業務体制

- ① 受託者は、本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。
- ② 「業務全体の責任者、プロモーションごとの責任者・担当者」を明示した「作業体制表」を県に提出し、承認を得ること。

(2) 会議

- ① 業務履行の進捗状況の報告や協議・相談を行うため、定例・臨時の会議を行うこととするが、頻度・内容・方法等については、県と協議の上決定する。
- ② 会議の場所は、原則として県庁舎内とし、その都度、県が調整・確保する。
- ③ 各会議の進行、資料の作成、議事録の作成、スケジュールの管理は原則として受託者が行うこととし、議事録は、会議終了後7日以内に作成し、県に提出することとする。

(3) 報告

各プロモーションにおける進捗・管理状況や課題に対する管理・対応状況等について、県の求めに応じ、各種報告書（波及効果や広告換算値等の数値や効果を明確に記入すること。）を提出すること。

4 業務委託内容

本業務の実施に当たっては、受託者は本業務におけるスケジュール作成・管理や情報提供、県に対するアドバイスを含む総合的なコンサルティングを行うこと。

また、プロモーションを行う上で、本事業実施の目的を明確にするとともに、以下（１）から（３）の業務を、最適なタイミング、組み合わせにより最大の効果が得られるように工夫（クロスメディア、メディアミックス手法等）すること。

本業務では、令和２年２月２２日から令和２年３月２２日にかけて、新宿コンネ及び新宿コンネが立地する「新宿サザンテラス」における「日本のひなた宮崎県」の魅力を発信するプロモーション展開を想定している。また、来年本県で開催する国文祭・芸文祭のPRも併せて行うこと。また、これに限らず、更に効果的と考えられるものがある場合、提案すること。

なお、PR業務実施中においても、随時、効果や検証を踏まえ、県と協議した結果、効果的と判断される場合は、予算の範囲内で臨機応変に代替業務を実施すること。

以下（１）～（３）の項目ごとに、そのねらいやターゲットとする層、期待される効果を具体的（可能な限り数値化）に示すこと。

なお、詳細な内容については県と協議して決定すること。

（１）「日本のひなた宮崎県」のイメージと連動したプロモーション

- ① 令和２年２月から３月にかけて、新宿コンネを中心に、新宿サザンテラス（新宿サザンテラス広場や遊歩道の他、新宿サザンテラス、小田急サザンタワー並びに小田急ホテルセンチュリーサザンタワーに立地する店舗を含む。以下同様。）において、本県の統一的なコンセプトである「日本のひなた宮崎県」をイメージしたプロモーションを、一定期間（１ヶ月程度）、継続して実施すること。
- ② プロモーションの展開に当たっては、新宿サザンテラスにおいて、「日本のひなた宮崎県」をイメージしたポスターやバナーフラッグ等を展開する等の装飾を行うこと。
- ③ 新宿サザンテラスにおいて、本プロモーションのキックオフイベントを企画・実施すること。
- ④ プロモーションの期間中に、新宿サザンテラスを利用し、本県の食やスポーツ、観光、物産等、本県の魅力をPRするイベントを最低２日間企画・開催すること。イベントの開催に当たっては、食や物産をPRする物産販売や本県農産物の試食提供、本県ゆかりの有名人を活用したステージイベントの開催等、本県への注目を集める内容とすること。
- ⑤ これらのプロモーションの効果を高めるため、本県の観光PR、本県への誘客を目的とした情報誌の本県特集記事など、媒体を使った広報を企画・展開すること。

（２）新宿サザンテラスとタイアップした本県食材のプロモーション

- ① 新宿コンネ２階レストラン「くわんね」をはじめとした、新宿サザンテラス、小田急サザンタワー並びに小田急ホテルセンチュリーサザンタワーに立地する飲食店舗と連携を図り、（１）のプロモーションと連動した、宮崎牛、宮崎ブランドポーク、みやざき地頭鶏、日向夏等をはじめとした、本県の食材を使用した料理を取

り扱うフェアを展開すること。

- ② フェア参加店舗が使用する本県の食材について、本県担当所属と連携して、食材の選定や数量、仕入れルート等の調整を行うこと。
- ③ フェア実施後に、フェア参加店舗が取り扱った食材の定着・定番化に繋がるよう、参加店舗に対するヒアリングやアンケート等を行うこと。
- ④ フェア期間中に扱う本県の食材の代金は、原則としてフェア参加店舗が負担するが、実施に当たって、必要最低限のサンプルは提供できるものとする。
- ⑤ (1) ④の農産物の試食提供及び(2) ④のサンプル提供経費として、150万円を目安に計上すること。

(3) その他必要な業務

- ① (1)、(2)に係る業務の実施に当たっては、メディアへの事前及び事後プレスリリースを実施する等、メディアへのアプローチを積極的に実施するとともに、みやざき大使をはじめとした著名人を起用する等して、宮崎の魅力を発信すること。また、新宿コンネの認知度向上及び利用促進が図られる取り組みを行うこと。
- ② 企画に当たっては、単にイメージを訴求するだけでなく、「宮崎県産品を買う」「宮崎に行く」等、購買・消費・訪問等の行動に繋がりやすい具体的な企画・内容を盛り込む、連動させる等の工夫を行うこと。
- ③ 広報宣伝に当たっては、様々なメディアや媒体を活用した広告宣伝（WEB、SNS、雑誌等）や販促物（フライヤー、ポスター等）の活用を検討するなど、費用対効果の高い手法を提案の上、実施すること。
- ④ (1)、(2)に係る業務の他、委託期間を通じて効果的な情報発信に努めること。情報発信に当たっては、多言語対応の取り組みを行うこと。
- ⑤ 関係機関及び団体との調整業務（許認可・申請手続きを含む）を実施すること。
- ⑥ 事業報告書の作成（波及効果や広告換算値等の数値や効果を明確に記入すること。）を行うこと。
- ⑦ 本業務を実施する上で著名人を活用する場合は、次の業務を行うこと。
 - i 出演・契約交渉及び契約締結等
著名人（所属事務所）との出演・契約交渉及び契約締結等を行うこと。また、契約に基づき必要となる、制作物の使用、その制作物を活用したSNSや県政番組、メディアからの取材等に関する所属事務所との使用許諾等の調整業務を行うこと。
 - ii 契約料等の支払い
著名人との契約料等の支払い業務を行うこと。

5 企画・実施で重視する視点

以下の視点を取り入れた企画を実施すること。

- ① 「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズに代表される、本県のひなたのイメージによる魅力を発信する企画の実施。
- ② 新宿コンネの認知度向上及び利用促進が図られる取り組みの実施。
- ③ 訪日外国人に対する、本県への誘客に繋がる企画の実施。

- ④ 県外からの購買・消費・訪問等の行動、長期的には移住等、実際に経済活性化に繋がる企画の実施。
- ⑤ 市町村や民間企業、県民、宮崎ゆかりの人・企業等の連携により、内容の充実を図る企画の実施。
- ⑥ 最大の効果が得られるよう、様々な手法を最適なタイミング、組み合わせにより展開する企画の実施。

6 企画実施における留意事項

費用対効果、法令や環境、安全に配慮した企画実施に努めること。

7 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

ただし、4（2）⑤の試食提供及びサンプル提供の経費については、150万円を目安とすること。

8 業務の適正な実施に関する事項

（1）業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を再委託することができる。

（2）守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（3）立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所等に立入り、関係帳簿類、その他の物件を検査、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 著作権等の取扱い

（1）著作権

本仕様書により作成された成果品及びそのデザインや写真等のデータ等全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

（2）権利関係の処理

① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、宮崎県と受託者で協議の上、処理することとする。

10 その他

- (1) 本仕様書により作成されたデザインや写真等の成果品の電子データ（デザイン：イラストレーター形式・J P E G形式・P D F形式、写真：J P E G形式又はP N G形式）は、県へ提出すること。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、必要に応じ宮崎県と受託者で協議し、対応することとする。